



2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社日新
代表者名 代表取締役社長 筒井 雅洋
(コード番号 9066 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 管理本部長 栗原 智
(TEL. 03-3238-6555)

(訂正)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が 2025 年 5 月 12 日に公表いたしました標記開示資料 (2025 年 5 月 23 日付及び 2025 年 5 月 28 日付で公表いたしました「(訂正)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」で訂正された事項を含みます。) について、当社の取引先持株会である日新共栄会から、2025 年 5 月 14 日に開催された日新共栄会の理事会において、株式会社 BCJ-98 (以下「公開買付者」といいます。) による当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) 及び関係法令に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、日新共栄会が所有する当社株式の全て (所有株式数: 557,300 株、所有割合: 3.78% (2025 年 5 月 29 日時点)) について本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を受け、その後、2025 年 5 月 29 日付で、日新共栄会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を受けたことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、お知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。

また、標記開示資料の (参考)「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(別添) (2025 年 5 月 23 日付及び 2025 年 5 月 27 日付で公表いたしました「(訂正) 株式会社 BCJ-98 による公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」で訂正された事項を含みます。) の記載内容に一部訂正がございましたので、添付のとおり訂正いたします。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、当社社員持株会 (以下で定義します。) (所有株式数: 975,132 株、所有割合: 6.62% (2025 年 5 月 27 日時点)) 及び当社の役員持株会である尾上会 (所有株式数: 1,291 株、所有割合: 0.01% (2025 年 5 月 27 日時点)) (当社社員持株会と併せて、以下「当社持株会」と総称します。) が、2025 年 5 月 12 日に開催された当社持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、当社持株会が所有する当社株式の合計 976,423 株 (所有割合の合計: 6.62% (2025 年 5 月 27 日時点)) (但し、当社社員持株会が所有する本譲渡制限付株式 (以下「当社社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。) に関しては当該本譲渡制

限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を当社から受け、その後、2025年5月27日付で当社持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続きが完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を当社から受けたとのことです。

〈後略〉

(訂正後)

〈前略〉

また、公開買付者は、当社社員持株会(以下で定義します。)(所有株式数:975,132株、所有割合:6.62%(2025年5月27日時点))及び当社の役員持株会である尾上会(所有株式数:1,291株、所有割合:0.01%(2025年5月27日時点))(当社社員持株会と併せて、以下「当社持株会」と総称します。))が、2025年5月12日に開催された当社持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続きが完了することを条件として、当社持株会が所有する当社株式の合計976,423株(所有割合の合計:6.62%(2025年5月27日時点))(但し、当社社員持株会が所有する本譲渡制限付株式(以下「当社社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。))に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を当社から受け、その後、2025年5月27日付で当社持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続きが完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を当社から受けたとのことです。加えて、公開買付者は、当社の取引先持株会である日新共栄会(所有株式数:557,300株、所有割合:3.78%(2025年5月29日時点))が、2025年5月14日に開催された日新共栄会の理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続きが完了することを条件として、日新共栄会が所有する当社株式の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を当社から受け、その後、2025年5月29日付で日新共栄会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続きが完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を当社から受けたとのことです。

〈後略〉

以 上

(参考)

2025年5月29日付「(訂正)株式会社BCJ-98による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社BCJ-98による株式会社日新(証券コード:9066)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」(別添)

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ベインキャピタル、公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。



2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社日新
代 表 者 名 代表取締役社長 筒 井 雅 洋
(コード番号 9066 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 管理本部長 栗 原 智
(TEL. 03-3238-6555)

会 社 名 株式会社 BCJ-98
代 表 者 名 代表取締役 杉 本 勇 次

**(訂正) 株式会社 BCJ-98 による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード : 9066) の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-98 は、株式会社日新の普通株式に対する公開買付けに関する 2025 年 5 月 13 日付公開買付届出書 (2025 年 5 月 23 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び 2025 年 5 月 27 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 5 月 29 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 12 日付「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード : 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025 年 5 月 23 日付「(訂正) 株式会社 BCJ-98 による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード : 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」及び 2025 年 5 月 27 日付「(訂正) 株式会社 BCJ-98 による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード : 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。) 及び 2025 年 5 月 13 日付公開買付開始公告 (2025 年 5 月 23 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び 2025 年 5 月 27 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 BCJ-98 (公開買付者) が、株式会社日新 (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 5 月 29 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社日新 (証券コード : 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 BCJ-98

代 表 者 名 代表取締役 杉本 勇次

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-98（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社日新（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役、執行役員及び社員持株会に付与された対象者の譲渡制限付株式を含み、対象者の第3位株主（2025年3月31日時点）であり、対象者がその第2位株主（2025年3月31日時点）で、対象者の代表取締役であり株主である筒井雅洋氏の親族である筒井博昭氏が代表取締役である日新商事株式会社が所有する対象者株式の全て及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年5月13日より開始しております。

今般、公開買付者が、(i) ドイツ連邦カルテル庁から2025年5月26日（現地時間）付で対象者株式の取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領し同日付で対象者株式の取得の承認がなされたこと、及び(ii) 対象者の取引先持株会である日新共栄会が、2025年5月14日に開催された日新共栄会の理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、日新共栄会が所有する対象者株式の全て（所有株式数：557,300株、所有割合：3.78%（2025年5月29日時点））について本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年5月29日付で、日新共栄会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けたことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書（2025年5月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年5月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）並びにその添付書類である2025年5月13日付「公開買付開始公告」（2025年5月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年5月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下「本公開買付開始公告」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年5月29日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年5月12日付「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年5月23日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」並びに2025年5月27日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。）及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。変更箇所には下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、対象者社員持株会（以下で定義します。）（所有株式数：975,132 株、所有割合：6.62%（2025 年 5 月 27 日時点））及び対象者の役員持株会である尾上会（所有株式数：1,291 株、所有割合：0.01%（2025 年 5 月 27 日時点））（対象者社員持株会と併せて、以下「対象者持株会」と総称します。）が、2025 年 5 月 12 日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式 976,423 株（所有割合：6.62%（2025 年 5 月 27 日時点））（但し、対象者社員持株会が所有する本譲渡制限付株式（以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。）に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者より受け、その後、2025 年 5 月 27 日付で対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者より受けております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、対象者社員持株会（以下で定義します。）（所有株式数：975,132 株、所有割合：6.62%（2025 年 5 月 27 日時点））及び対象者の役員持株会である尾上会（所有株式数：1,291 株、所有割合：0.01%（2025 年 5 月 27 日時点））（対象者社員持株会と併せて、以下「対象者持株会」と総称します。）が、2025 年 5 月 12 日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式 976,423 株（所有割合：6.62%（2025 年 5 月 27 日時点））（但し、対象者社員持株会が所有する本譲渡制限付株式（以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。）に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者より受け、その後、2025 年 5 月 27 日付で対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者より受けております。加えて、公開買付者は、対象者の取引先持株会である日新共栄会（所有株式数：557,300 株、所有割合：3.78%（2025 年 5 月 29 日時点））が、2025 年 5 月 14 日に開催された日新共栄会の理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、日新共栄会が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025 年 5 月 29 日付で日新共栄会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けております。

<後略>

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」

とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本公開買付けによる対象者株式の取得に係るベトナム国家競争委員会、オーストリア連邦競争庁又はドイツ連邦カルテル庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本公開買付けによる対象者株式の取得に係るベトナム国家競争委員会又はオーストリア連邦競争庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ベインキャピタル、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。